

山梨県介護事業所カスタマーハラスメント相談事業実施要綱

(事業目的)

第1条 近年、介護現場での利用者やその家族等による事業所職員へのハラスメントがあることが明らかになっている。介護人材を安定的に確保・維持していくためには、職員が安心して働くことができる職場・労働環境を整えることが重要であることから、県において無料相談窓口を設置することとする。

(対象者)

第2条 相談窓口を利用できる対象者は、山梨県内に所在する介護保険法により指定・開設許可を受けた介護サービス事業者及び事業所の職員とする。

(相談内容)

第3条 相談内容は、介護サービス利用者や家族等からのハラスメントに起因する諸問題に関するものとする。

(事業内容)

第4条 原則、相談は担当弁護士事務所での面談形式とし、無料相談は1件あたり1時間を限度とし、同一案件で2回までとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。